

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部一般廃棄物指導課（06-6630-3267）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する行政指導
関連する 他局の名称	
概 要	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第9条に基づき、多量にごみを排出する事業者（特定建築物）に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき原則として2年に1回の立ち入り検査を行い、ごみの減量に向けた指導を行っている。
根拠となる要綱等	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔維持に関する条例（平成5年3月1日大阪市条例第4号）第9条 （ <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html</a> ） 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年4月1日大阪市規則第49号）第3条、第4条、第5条 （ <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html</a> ） 特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱 （ <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199600.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199600.html</a> ）
行政指導指針	<p>特定建築物の所有者又は管理者に対し、当該特定建築物から排出される事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関し、以下の取り組みを行うよう指導する。</p> <p>当該特定建築物から排出される事業系廃棄物の発生抑制・再利用に取り組むこと。 当該特定建築物から排出される事業系廃棄物について、再生利用が可能なもの（以下「再生利用対象物」という。）については分別排出し、適正な再生利用ルートにより処理すること。 廃棄物の保管場所において、再生利用対象物が混入しないように必要な措置を講じること。 当該特定建築物を利用する全ての者に対し、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関し必要な事項を周知徹底すること。 「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の進捗状況を絶えず把握するとともに、当該特定建築物の廃棄物管理責任者を指導・監督して、同計画の達成のために必要な措置を講じること。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の趣旨を踏まえ、事業系廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理を外部委託する場合の料金負担も含め、適正な事業者負担に努めること。 物品の購入に当たっては、再生品の利用に努めること。 その他、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関し、本市及び国、大阪府等の行う施策に協力すること。</p>
	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html</a> （条例）  <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html</a> （規則）  <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199600.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199600.html</a> （要綱）
備考	